

会員集会 開催

不祥事対策の会規制定に向けて

10月7日午後1時から、当会会館5階にて会員集会が開催され、不祥事対策の会規制定について議論が交わされた。弁護士による不祥事を未然に防止し、被害の拡大を防ぐ観点から、当会会員について非行が疑われるような事情が認められる場合に、当該会員に対する調査、更には助言・指導を可能とする会規及び規則の制定を提案するものである。

冒頭、竹森会長が挨拶し、日弁連発表によれば、弁護士の不祥事、懲戒事例が増加していること、当会でも、1月に高額な預かり金の横領で会が申し立てた事例等がある旨の報告をした。このような状況の下、一般市民の

弁護士に向けて目がより厳しくなっており、弁護士自治を堅持するためには、弁護士会としても対策を講じる必要があると述べた。

会長の挨拶を受け、佐藤正幸副会長から提案の趣旨、提案理由の説明が

活発な意見交換がなされ関心の高さがうかがわれた

なされた。

これまでも非行が疑われる場合に理事者が当該会員から事情を聴取することは事実上行われてきたが、恣意的な運用を防止するために会規として明確化することが必要であること、不祥事発見の端緒となる情報は1年任期の理事者に集中しており、これを継続的かつ一体的に調査・検討をする独立した部門の整備が必要となることが指摘された。

会員集会では、ほぼすべてが結論としては会規制定に賛成の意見であった。その中で、(1)調査に応じなかった場合に法律相談の名簿登載を停止するなどのペナルティを設けるべき、対象会員を調査し、指導・助言を行った場合、その実施状況の報告を求めることができることとされているが、報告についても義務化すべき、とする権限や義務を更に強めるべきとする意見と、(2)調査に対する不服申立ての途を開くべき、提案では調査の事由として「複数件の非行の苦情が寄せられ…」とされているが、期間や回数要件を設けるべき、等の賛成であるが一定の歯止めをかけるべきとする意見とがあった。

横浜弁護士会新聞

発行所
横浜弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎ 045-211-7707
URL <http://www.yokoben.or.jp/>

人権シンポジウムかながわ2016のご案内
日時 平成28年1月30日(土)10時
場所 横浜弁護士会館
内容 人権賞贈呈式／消費者ミニシンポ「ストップ！迷惑行為！」／映画上映『首相官邸の前で』

横浜弁護士会は
2016年4月1日
「神奈川県弁護士会」
になります。



「死刑を考える日」映画上映会
改めて死刑制度を考える

10月24日、当会会館にて、「死刑を考える日」映画上映会が開催され、一般市民、当会会員を含め、計50名が参加した。

当日は、佐藤正幸副会長の開会挨拶の後、映画「休暇」(監督・門井肇)を上映すると共に、加毛修弁護士(日弁連死刑廃止検討委員会委員長)による講演「死刑廃止に向けた日弁連の取り組み」

と、「休暇」のプロデューサーである小池和洋氏(リトルバード代表)による講話「映画『休暇』製作にあたって」が併せて行われた。

主人公であるベテラン刑務官の平井(小林薫)

理事者によれば今回の提案は叩き台であり、12月9日の臨時総会においてのことである。

講演する加毛弁護士

が、働きながら息子の達哉と暮らす美香(大塚寧々)と結婚することとなり、披露宴を週末に控えたある日、死刑囚・金田真一(西島秀俊)の刑を2日後に執行する旨、所内にて言い渡された。執行の際、落ちてきた身体を支える「支え役」を務めれば、1週間の特別休暇を与えられるとのことと、平井は、志願の上、支え役を務めた結果、休暇を与えられ、美香と達哉と共に、温泉旅館へ新婚旅行に出発したが、執行の際の記憶に悩まされることとなる…というストーリー。

死刑という重い話題を正面から扱っており、シヨッキングなシーンが出てくるものの、リアリティにこだわって作り込まれ、法曹の目からも違和感はなく、平井が達哉に家族として受け入れられていく過程や、山梨県の美しい風景などが印象的であり、「観て良かった」と思える秀作である。

映画に続き、加毛弁護士の講演では、まず死刑制度の現状として、①昨年時点での死刑確定者が129名おり、毎年執行が続けられていることが報告された。また、世論調査においても、存置派が多勢であるが、仮釈放なき終身刑の導入を条件とすれば存置派は全体の半数程度まで下がることや、誤判・冤罪による死刑執行のリスクや、死刑囚に対する人権侵害等を、一般市民にもわかりやすい論調で報告され、改めて死刑制度の問題点を浮き彫りにした。

次に、小池氏が「休暇」を映画の題材として選択し、作成されるまでの経緯から、キャストの選定や、撮影時の様子等、当事者でなければ聞けないような裏話まで、製作側の視点から話をされ、出席者を魅了した。

最後に、当会刑事法制委員会委員長の森卓爾会員より閉幕の挨拶があり、本イベントは盛況の内に幕を閉じた。

(刑事法制委員会 副委員長 若林 豪史)

山ゆり

仕事用鞆を買い替えたが、気に入ったものがない。気に入らなかった。なかなか見つからない。いわゆるビジネスバッグは、機能的だがデザインがいまいちだし、鞆自体重くて持ち歩くのが大変そうである。事件記録、モバイル等荷物がつぶれり収納でき、かつ出入れし易く、ただし鞆自体は軽量で持ち運びも楽、しかもお洒落なデザインで、と注文が多すぎるのかもしれない▼電車に乗ると、乗客が持っている鞆が、これほど多い、ふと持ち主を見たら、女子高生だった。よくよく観察すると、お洒落と思つた鞆の模様は校章と校名のロゴだった。学生鞆の進化に妙に感心したものの、そもそも購入できないだろうし、法廷に学生鞆を持って行くのも恥ずかしいので諦めた。新年から新しい鞆を使いたかったが難しそうである▼使いなじんだものを手放して新しいものを使い始める時、使い慣れるか少し不安もあるが、新しいものへのちよつとした期待に心がときめく。来年4月から新しく「神奈川県弁護士会」の会名を使い始める。変更時の不安も少々あるが、大きなときめきをもって迎えたい。

(土居 久子)



戦後70年と横浜軍事裁判

第5回

鴨緑丸事件と菅原道彦

おうりよくまる

会員 間部 俊明



昭和34年度当会会長 菅原道彦

山下公園に係留されている氷川丸は、戦時中、米軍機の機銃掃射を受け、船体を損傷したことがある。昭和19年10月22日、病院船として傷病兵を収容し、マニラ港を出港して間もなくのことだった（かまぐら春秋社刊「氷川丸ものがたり」110頁、192頁）。その約2か月後、大阪

商船の元貨客船がマニラ港を出港した後、米軍機による爆撃を受けて沈没した。鴨緑丸である。軍に徴用され、輸送船として、フィリピン俘虜収容所に収容中の米軍等の連合軍俘虜1619名を乗船させ、東京俘虜収容所に輸送する任務を遂行中だった。

T大尉が、部下8名とともに横浜法廷に起訴された。107号事件である。法務省が裁判後にまとめた起訴概要によれば、輸送中の俘虜に対し、十分な食料飲料水を給与せずかつ衛生施設不良にして医療手当を施さず、あるいは米軍の空襲に際して戦火の危険を顧慮せず、防空措置を怠りかつ拒否する等の虐待及び不法の取り扱い等により鴨緑丸において米軍俘虜65名を死亡するに至らしめ、また部下である輸送隊員が多数の俘虜に殴打暴行を加え、米軍俘虜11名を射殺しまた他の米軍俘虜15名を刺殺または斬首等の方法により殺害すること

を許容した、などと書かれている。船倉の環境は「地獄船」と言われるほど劣悪で、衰弱して病死する俘虜が出たと言う。この事件で、T大尉の弁護士となったのが、昭和34年度に当会会長を務める菅原道彦である。菅原は、明治38年生まれで、昭和9年、当会に入会した。判決が言い渡された昭和22年5月、42歳だった。菅原は、後日、法務省の事情聴取を受けた時に、かなり詳しい説明をしている。

法廷では、指揮官であるT大尉が斬首等を発議したのか、部下が自分たちでやったのかが争われた。部下はT大尉から命令されたからやったと主張し、T大尉は、命令していないと争った。法廷で、T大尉は孤立することになった。菅原は、辞任を米国人弁護士に申し入れたが慰留された。判決では、T大尉と部下であるA大尉ともに絞首刑を言い渡され、異議申立をしたが減刑されることはなく、昭和23年8月21日に執行された。ちなみに、3名に無罪が言い渡されている。

T大尉は、鴨緑丸が、米軍の空襲を受けてスピック湾にて浸水、傾斜した際、俘虜らを上陸避難させている。空襲を受けた時、乗員と俘虜が船橋に白毛布で「P」、甲板に「W」と書いたり（PWで俘虜を意味する）、必死で手を振って叫んで、攻撃を止めさせようとしたと言われている。

弁護士は、これらの事実からどのように弁護方針を組み立て、主張立証したのか。俘虜の射殺、刺殺、斬首は、空襲に対する報復なのか、劣悪な処遇に抗議する俘虜への制裁として行われたのか。これらが、法廷でどのようにやり取りされたのか。それらについて、菅原は語っていない。

被害と加害が繰り返されたこの事件には、解明されるべき多くの論点が含まれている。法的な検証作業が必要であろう。

（次回へ続く）

横浜市市民法律講座

身近な問題 分かり易く

講義に熱心に聞き入る参加者

昭和47年から続く横浜市市民法律講座（全7回）が今年も行われた。200名程度の申込みがあり、参加者は各回100名程度の盛況ぶりだった（第5回開催時点）。社会的関心が高いと思われる少年事件、空き家問題に加え、労働、相続、後見、交通事故、離婚といった市民に身近な法律問題について、当会会員による分かり易い講義が行われ、市民の熱心に受講する姿が見受けられた。本講座で得た知識を活かし多くの市民が法的紛争を予防・解決していただければと願う次第である。

（会員 小平 展洋）

平成21年に開設されたかなパブリック法律事務所（「かなパブ」）の開設時からの社員弁護士であった北條将人弁護士（熊本県弁護士会）と石川裕一会員が、任期満了により平成27年8月までに退任した。今号の「かなパブ最前線」では、両名が6年の任期を振り返る対談としてお届けする。石川（以下「石」）

北條さん6年間お疲れ様。さっそくだけど、かなパブでの6年間を一言で表すと、どんな言葉になる？

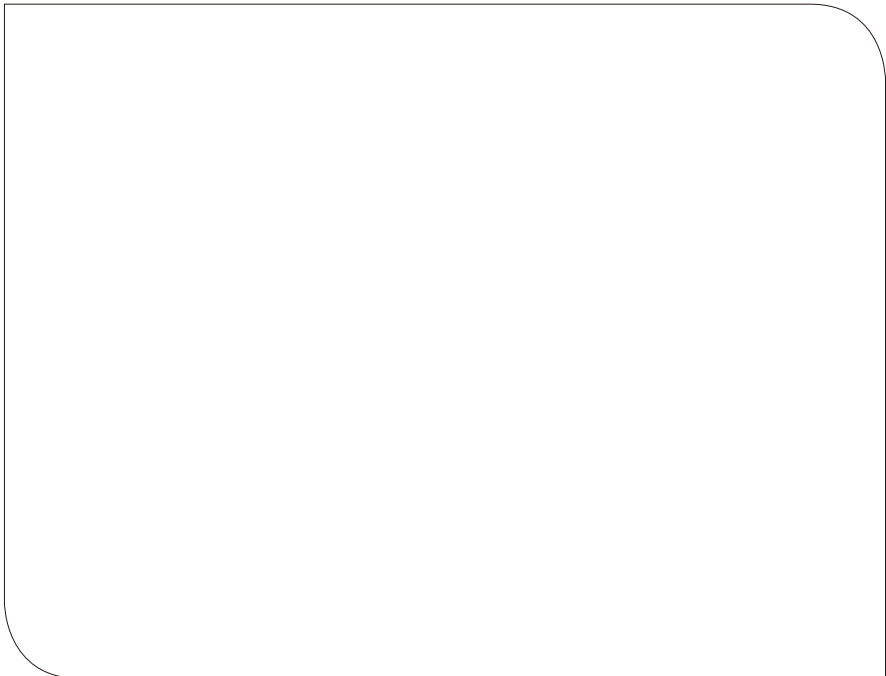
北條（以下「北」） 「志」だね。人が移り変わり、そのたびに少しずつ事務所の雰囲気も変わっていったけど、弁護士過疎解消という目的に向かっていたこと、その志で貫かれていたことは変わらなかったと思うね。と、カッコつけてみたけど、実際にはいつも大勢でワイワイやっていたから「騒」かな。

石 なるほど、私は「動」かな。弁護士会総会での激論を経て都市型公設事務所への支援が決まり、そこから事務所の体制作り、そして新人弁護士の育成と派遣、新しい社員弁護士の獲得、事務所外への情報発信と、常に動いていたと思う。

北 高知名物のカツオは一生涯常に動いているそうだけど、高知帰りの石川さんも同じと（笑）。次から次へ課題が出てきて、大変だったけどいい経験になった。設立当初

（つづく）

かなパブ最前線＊
北條弁護士・石川会員が語る！
かなパブでの6年間



談笑する北條弁護士(左)と石川会員

シリーズ

「いま、憲法を考える」 ⑨

立憲主義が危ない

会員 鈴木 繁次

釈で強行採決により憲法が改正されてしまった。法は政治によってつくられ、また、しばしば政治によって破られてきている。これを見ると、「法の究極にあるものは政治の力である」と考えざるを得ないのか。否であり、法治国家においてはこのようなことはあつてはならないことである。政治の圧力がどんなに強大であつても、その根底には政治の規範となる「国の最高法規」である憲法が、

「国の安全保障に関する改正法」が、違憲であることを求めて、裁判所に沢山の訴え提起されること予想される。憲法では、立法、行政、司法の三権の中で、「違憲立法審査権」を有する司法の方に優位性を認めている。これから提起される訴えは、司法の救済を求めてなされるもので、裁判所に対する期待が大きい。

「政治の規範」である憲法が、政治の圧力に屈したとも考えられる「平和安全法制」の整備のためと称してなされた解釈改憲は、絶対に許されるものではない。

今後、大多数の国民、憲法学者の反対意見を無視して、強行採決された

最高裁は従来からともすると、司法消極主義と

考えられてきて久しい。これからは、最高裁はこの汚名を返上すべく、本来の任務を放擲することなく、与えられた権能を十分に発揮して名誉を回復し、日本は法治国家であることを実証してほしい。

ノーベル賞候補にも挙がつているといわれる「日本国憲法」の最重要部分が、去る10月19日国会において「我が国及び国際社会の平和及び安全の切れない体制の整備」の名目のもとに、解

この秋より、司法担当となつた。昨年入社するまで大学の実験室で創薬の基礎研究の日々を過ごした私は、薬剤師資格程度の薬事法（現、医薬品医療機器等法）への関心はともかくも、法に関する知識に乏しく、勉強、勉強の毎日を過ごしている。

会において「我が国及び国際社会の平和及び安全の切れない体制の整備」の名目のもとに、解

「法の理念として「厳存」しなければ法治国家ではない。いま、日本国は憲法の最高法規性が機能しているのかが問われている。

「政治の規範」である憲法が、政治の圧力に屈したとも考えられる「平和安全法制」の整備のためと称してなされた解釈改憲は、絶対に許されるものではない。

を社会に届ける責務を果たすため、弁護士の先生方に質問をする。ご多忙の中にあつて

体発見事件の公判があつた。世間の注目を集め、報道責任のようなものを自分なりに感

この秋より、司法担当となつた。昨年入社するまで大学の実験室で創薬の基礎研究の日々を過ごした私は、薬剤師資格程度の薬事法（現、医薬品医療機器等法）への関心はともかくも、法に関する知識に乏しく、勉強、勉強の毎日を過ごしている。

ところで、医師の処方患者に伝える薬剤師と、法廷での裁判官、弁護士、検察官の言葉を社会に伝える記者と、その仕事はどこか似ている。医師による処方の内容が十分理解できない場合、薬剤師は医師に問い合わせ、万一にも患者に誤った薬が渡らないよう気をつける。同様に、記者は、正しく分かりやすい報道

も応じていただけると、本当に救われた気持ちになる。先日、厚木の男児白骨化遺



「法の理念として「厳存」しなければ法治国家ではない。いま、日本国は憲法の最高法規性が機能しているのかが問われている。

「政治の規範」である憲法が、政治の圧力に屈したとも考えられる「平和安全法制」の整備のためと称してなされた解釈改憲は、絶対に許されるものではない。

今後、大多数の国民、憲法学者の反対意見を無視して、強行採決された

最高裁は従来からともすると、司法消極主義と

考えられてきて久しい。これからは、最高裁はこの汚名を返上すべく、本来の任務を放擲することなく、与えられた権能を十分に発揮して名誉を回復し、日本は法治国家であることを実証してほしい。

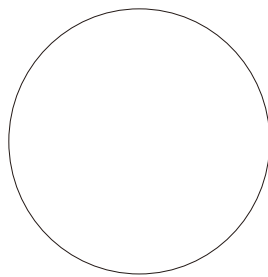
この秋より、司法担当となつた。昨年入社するまで大学の実験室で創薬の基礎研究の日々を過ごした私は、薬剤師資格程度の薬事法（現、医薬品医療機器等法）への関心はともかくも、法に関する知識に乏しく、勉強、勉強の毎日を過ごしている。

ところで、医師の処方患者に伝える薬剤師と、法廷での裁判官、弁護士、検察官の言葉を社会に伝える記者と、その仕事はどこか似ている。医師による処方の内容が十分理解できない場合、薬剤師は医師に問い合わせ、万一にも患者に誤った薬が渡らないよう気をつける。同様に、記者は、正しく分かりやすい報道

も応じていただけると、本当に救われた気持ちになる。先日、厚木の男児白骨化遺

観客ではない立場で

会員 権田 理司（新63期）



ある先輩弁護士は、「勉強になるから、機会があれば常議員になる」とい

「法の理念として「厳存」しなければ法治国家ではない。いま、日本国は憲法の最高法規性が機能しているのかが問われている。

「政治の規範」である憲法が、政治の圧力に屈したとも考えられる「平和安全法制」の整備のためと称してなされた解釈改憲は、絶対に許されるものではない。

今後、大多数の国民、憲法学者の反対意見を無視して、強行採決された

常議員会
の い ま

どのように勉強になるのかわからないまま、いや常議員会は何をする組織であるのかも理解しないまま常議員となったが、百聞は一見にしかず、実際の常議員会は、弁護

ある先輩弁護士は、「勉強になるから、機会があれば常議員になる」とい

「法の理念として「厳存」しなければ法治国家ではない。いま、日本国は憲法の最高法規性が機能しているのかが問われている。

「政治の規範」である憲法が、政治の圧力に屈したとも考えられる「平和安全法制」の整備のためと称してなされた解釈改憲は、絶対に許されるものではない。

理事者室
だより

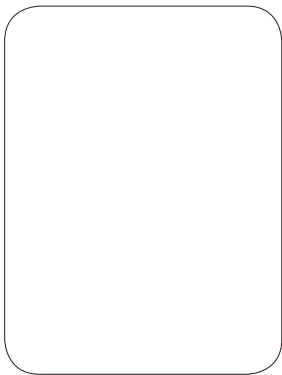
アイランズ・イン・アフリカ

副会長 杉本 朗

（あくまで一般論だけど）、限界がある。

また時間的制約というものもある。なにかやろうとしたとせば会規の制定・改廃が必要だとい

うことになる、常議員会の議決が必要になる。



ないのではないかと感じるときがある。

そもそも、みなさんがどのように捉えてらっしゃるのか分からないが、

仮に何かをトップダウンでやろうとしても、それぞれの分野について委員

会の人たちほど理事者は詳しいわけではないので

理事者の任期も折り返し点を過ぎて、あと数か月を切った（11月9日現在）。私は特にこれがやりたいという思いがあつて理事者になったわけではないのでまあいいのだが、これをやろうと思つて理事者になった人にと

ないのではないかと感じるときがある。

そもそも、みなさんがどのように捉えてらっしゃるのか分からないが、

仮に何かをトップダウンでやろうとしても、それぞれの分野について委員

会の人たちほど理事者は詳しいわけではないので

理事者の任期も折り返し点を過ぎて、あと数か月を切った（11月9日現在）。私は特にこれがやりたいという思いがあつて理事者になったわけではないのでまあいいのだが、これをやろうと思つて理事者になった人にと

ないのではないかと感じるときがある。

そもそも、みなさんがどのように捉えてらっしゃるのか分からないが、

仮に何かをトップダウンでやろうとしても、それぞれの分野について委員

会の人たちほど理事者は詳しいわけではないので

私の赤い

会員 早川 裕美

大学入学と同時に突然
フィギュアスケートの世
界に飛び込み、早10年以
上に経ちました。とても
華麗とは言えなかった私
の現役生活は4年間で幕
を閉じ(もちろんシング
ルジャンプしか跳べませ
ん)、それ以降は選手の
演技を採点する審判員、
大会の運営役員として競
技に関わっています。

スケートリンクへ 行こう！

リンクでお待ちしています

普段は主に神奈川、東京の地方大会に参加し、シーズン中には(スケートのシーズンは実は夏、7月に始まります)国内各地のリンクに派遣されます。今年は釧路や滋賀に行くことができたが、滞在中は残念なことにほとんどリンクに缶詰です。

時には10時間を超えて極寒のリンクで過ごしていると「私は一体何をやっているのか」と思っているのですが、競技に打ち込んでいる選手を見てみると、「出来ることは少ないけれど、選手達の競技生活を支えるためならば」と気持ちを込めて下さい。

神奈川県は新横浜、東神奈川、相模原(シーズン中のみ)とスケートリンクが複数あり、冬には赤レンガにイベントリンクも作られるので、自分が滑るにも試合観戦やアイスショー鑑賞をするにも恵まれた地域です。ぜひ今年の冬はご家族・仲間とスケートリンクに足を運んでみて下さい。

野球部 だより

季節外れにサクラ散る

10月4日・5日の2日
間に渡り岐阜県長良川球
場で行われた日弁連野球の全国決勝大会が開催された。

俺ってワイルドだろう？でおなじみの北川選手

大会から遡ること約3週間、ネット上であみだくじによる全国大会の組合せ抽選会が行われた。我が野球部の初戦の相手は…東京。マジか！というのも、東京は言わずと知れた強豪チーム、昨年度の優勝チームでもある。弱気だ何だと言われようとも1回戦で好んで当たりたくない相手であることは間違いない。

しかもそれだけではなく、昨年に続き、ここ4年間でなんと3回も東京と1回戦で対戦している。数字に強い小生はすぐに計算してみた。全国

大会に8チームが出場し、4回中3回同じ相手と対戦する確率は、約100分の1？確率上はあと99年は東京と戦うことはないであろう！肝心な試合に話を戻そう。横浜は1回表に先頭の鈴木貴雄がレフト前ヒットでチャンスを作り、1死1、2塁から4番の島武広が値千金のレフト線を破る2塁打、初回に幸先良く2点を先制する。投げては、ポテチ大好き元嶋亮が東京の強力打線を寄せつけず、凡打の山を築き上げる。若手の角田健典・北川貴啓の好守備にも助けられ、このまま逃げ切れるかに思われた5回裏、2死1、2塁のピンチを迎える。ここでキャッチャーの後方にファールフライがあが

「清く」「正しく」「美しく」の あるところ

ー「すみれ会」へのお誘ひー

東京地裁・家裁で朝一番の弁論を終え、日比谷公園を帝国ホテル方面に抜けて日比谷通りをわたり、銀座方向に進むと…左側におそろいの上着やスカートを身につけた一

団が見えてくる。やがて、その一団が一斉にしゃがんだり立ち上がったたり、を繰り返していることに気付く。そう、これがかの有名な宝塚の「入り待ち」。しゃがんだり立ちたりしているのは、各生徒(宝塚歌劇団では団員のことをこう呼ぶ)の「会」(ファンクラブ)の会員で、生徒がスムーズに楽屋入りできるようにガイドするという役割を担っている(しゃがむのは、生徒が現れた際、会員以外の人にもその姿が見えるようにとの配慮から)。

ガードに入ると、直接生徒に手紙やプレゼントを渡せたり、言葉を交わせたり、笑顔を向けてもらえたり…といった「特典」もあるので、皆厳然としたルールのもと、早朝、夜間、雨、風、雪等々の厳しい条件をもちもせず、ひたすら「清く」「正しく」「美しく」生徒を待ち続けるのである。

昨年、我が横浜弁護士会に、各「会」の会員と、「会」には入っていないものの宝塚を深く愛する人々の集まり「すみれ会」が結成された。主な活動は、2〜3か月に1回会合(飲み会)を開き、飲んだり食べたりしながら上演中の作品について語り合うほか、いかに自分の最良の生徒がかっこいいか(かわいいか)、次のトップ(及び二番手、三番手)人事はどうなる

のか、退団した元生徒の近況等々、ひたすら宝塚話に花を咲かせている。また、「会」の会員はチケットやお茶会(ファンミーティング)の取り次ぎも受ける。会員が固まって観劇する「総見席」に座ると、生徒が途中ステージからその付近に向かってウインクを飛ばしてくることもあり、更に楽しさ・嬉しさがアップするのである。

「すみれ会」は、随時会員を募集している。入会金不要、入会資格は「宝塚を愛し、また愛そうとする者」。あなたも一緒に「清く」「正しく」「美しく」そして「楽しく」宝塚にはまりませんか。問い合わせはデスクまで。(会員 紅 薔薇子 (ペンネーム))

編集後記

早いもので本号が横浜新聞の平成27年最後の号となる。

まだまだ先のことと思っていたこの新聞の名称変更も近づいてきた。毎年1年が短くなっている。

今年もいろいろありましたが、来年は(も)よい年でありますように！

デスク 久保 義人
記者 久保田 辰
田鍋 智之
青山 良治
飯島 麻樹
土居 久子
須山 園子
中川 広夢

横浜弁護士会 横浜駅西口法律相談センター

電話/045-620-8300 予約受付時間/平日9:30~17:00

総合相談

- ◆相談時間 30分以内
月～金 9:45～11:45
13:45～15:45
- ◆相談料金 5,000円(税込み)

多重債務相談

- ◆相談時間 30分以内
月 9:45～11:45
火・金 13:45～15:45
- ◆相談料金 無料

